

(目的)

第1条 この要領は、木材粉碎機（以下「粉碎機」という。）を町民や里山保全活動団体等は無償で貸し出すことにより、間伐材の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は町内に住所を有する個人、町内に所在する法人及び団体であって、これらのものが管理する敷地内の樹木等の間伐などにより発生する間伐材等を有効利用しようとするものとする。ただし、粉碎機を営利目的として使用する場合を除く。

(貸出期間等)

第3条 粉碎機の貸出期間は、貸出しを開始した日（以下「貸出し開始日」という。）から起算して5日以内とする。ただし、貸出し開始日から起算して5日目が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日まで貸し出すことができる。

2 貸出し開始日及び返却日は休日以外の日でなければならない。

(貸出しの予約)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の3月前の日の属する月の初日から貸出し開始日の7日前の日（その日が休日にあたる時は、その日前に最も近い休日でない日）までの間に、予約しなければならない。

(申込書の提出)

第5条 前条の規定による予約を行ったものは、粉碎機を使用する者の本人を確認するための書類を提示の上、下郷町木材粉碎機使用申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、粉碎機の貸出を決定するものとする。

2 町長は、前条の規定により粉碎機の貸出しを決定する場合において、必要と認めるときは、必要な条件を付すことがある。

(使用に当たっての遵守事項)

第7条 粉碎機の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）は粉碎機の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉碎した間伐材は土壌改良材等として有効利用することとし、町のごみ収集に出さないこと。
- (2) 粉碎機を第三者に転貸し、又は第1条の目的に反して使用しないこと。

(貸出しの決定の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、粉砕機の貸出しの決定を取り消し、又は粉砕機の返却を命ずることがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により粉砕機の貸出しの決定を受けたとき。
- (2) 粉砕機の貸出しの決定に際して付した条件その他この要領に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、粉砕機の貸出しを行うことが不適當であると認めるとき。

(使用の報告及び点検)

第9条 使用者は粉砕機の使用を終了したときは、下郷町樹木粉砕機使用報告書(様式第2号)を町長に提出し、点検事項の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、粉砕機の使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

下郷町樹木粉碎機使用申込書

年 月 日

（宛先）

下郷町長 様

住 所

氏 名

電 話

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（緊急連絡先）

樹木粉碎機を使用したいので、次のとおり申し込みます。

使 用 期 間	(貸出日) 年 月 日 ~ (返却日) 年 月 日
使 用 場 所	
本 人 確 認 等	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ()

私は、樹木粉碎機の使用にあたり、裏面遵守事項を厳守したうえで、以下の事項について同意します。

1. 使用上の不注意等自己の責めに帰すべき事由により、本人又は第三者に事故及び負傷者等が生じた場合は、自己の責任においてこれを解決し、町に損害等を請求しません。
2. 自己の責めに帰すべき事由により、粉碎機の全部若しくは一部を滅失し、又は毀損した場合は、実費を持って損害を賠償します。

(裏面)

樹木粉碎機使用に当たっての遵守事項

1. ゴーグル、ゴム手袋（グローブ）は必ず身につけてから、樹木粉碎機（以下「粉碎機」という。）を使用してください。
※軍手の使用は禁止します（枝に絡まって引込まれる場合があります。）。
2. 粉碎機に投入できる木の太さは、最大直径で125mmまでです。処理能力を超えた太さの木や、堅い木等は、故障の原因になります。また、うるし等用途に適さない木には使用しないでください。
3. 粉碎機を使用する際は、騒音の防止、粉碎材の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。
4. 作業中は、粉碎機の前後に立たないでください。投入時には、粉碎機の横に立って投入してください。材料が詰まったときは、取扱説明書の手順に沿って取り出してください。
5. 粉碎チップは、資源化を図ることを目的としていますので、町のごみ収集に出さないでください。
6. 粉碎機を第三者に転貸しないでください。
7. 使用者が粉碎機を使用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合は、使用者自らの責任においてこれを解決するものとし、町は当該事故による損害賠償を一切負いません。
8. 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により粉碎機を損傷し、又は滅失した時は、これを修理し、又はその損害を賠償していただきます。
9. 粉碎機に故障等の異常がある場合は、すぐに使用を中止し、役場農林課に報告し、その指示に従ってください。

上記の遵守事項について、確認いたしました。

年 月 日

署名 _____

下郷町樹木粉碎機使用報告書

年 月 日

（宛先）
下郷町長 様

住 所
氏 名
電 話

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

樹木粉碎機を返却しますので、次のとおり報告します。

使用期間	年 月 日～ 年 月 日		
使用場所			
故障、異常等の有無	使用者点検確認事項（○印）		町確認
	①スイッチの異常	有（ ）・無	有 ・ 無
	②エンジンの異常	有（ ）・無	有 ・ 無
	③刃・ベルトの異常	有（ ）・無	有 ・ 無
	④車体の損傷確認	有（ ）・無	有 ・ 無
	⑤アルミブルッジの異常	有（ ）・無	有 ・ 無
	⑥燃料（満タン）の確認	未（ ）・済	未 ・ 済
町確認欄	確 認 日	確 認 者	
	年 月 日		
チップの利用方法	<input type="checkbox"/> 堆肥の原材料 <input type="checkbox"/> マルチング（根覆い）材 <input type="checkbox"/> 雑草防止材 <input type="checkbox"/> 家庭菜園や花壇の土 <input type="checkbox"/> 散策路等の舗装材 <input type="checkbox"/> クッション材 <input type="checkbox"/> 芝生地への代用 <input type="checkbox"/> その他（ ）		